

ひと、くらし、
みらいのために

せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署 (栗原市瀬峰下田50-8 電話0228-38-3131)

依然として労働災害は増加

表1 労働災害発生状況 (1月~12月)

	管内(登米・栗原)被災者数		県内被災者数	
	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年
休業4日以上	137	180	2,311	2,910
死亡	2	1	14	14

▶令和3年の労働災害による被災者数(休業4日以上。以下同じ)は、令和4年2月8日の速報値で180人と、令和2年同日の速報値だった137人に対し**43人(+31.4%)増加**しています(表1を参照)。▶業種別では、**製造業(+80.0%)**、**社会福祉施設(+44.4%)**、**建設業(+42.9%)**、**林業(+42.9%)**において顕著な増加がみられるとともに、**陸上貨物運送業(+17.6%)**においても労働災害が増加しています。▶令和4年1月の労働災害による被災者数は、13人と、**令和3年同期の10人を3人上回る30.0%の増加率**です。▶令和3年の労働災害の増加傾向は、令和4年になっても歯止めがかかっていません(表2を参照。死亡者はなし)。

表2 労働災害発生状況 (令和4年1月末現在)

	管内(登米・栗原)被災者数		県内被災者数	
	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年
休業4日以上	10	13	155	204

▶増加した労働災害の中には、今まで労働災害が発生していなかったことによる慣れや過信のほか、基本的な作業手順やルールが守られないといった安全衛生意識の低さを要因とした災害がなおみられます。▶このような状況の解消に向けては、労働災害ゼロに向けた職場全体の安全衛生意識の向上及びその効果の持続が必要です。▶その実現に向けては、**職場の安全衛生について責任を負い、安全衛生施策の先頭に立つ経営トップが、労働災害の防止などの安全衛生に対する自らの決意等を社内外に表明することが重要です。**▶また、**一旦表明した決意等を継続して社内外へ周知するで、経営トップの決意等を職場の災害を起こさせない心の定着や持続につなげていくことが重要です。**▶瀬峰労働基準監督署では、その一助となるよう、宮城労働局が実施している「**Safework向上宣言**」の取組を推進しています。【→2面につづく】

Safework向上宣言

▶宮城労働局では、独自ロゴマーク「SafeworkKゼロ災MIYAGI」の活用とともに、健康で安全に働くことができる職場環境づくり等に向けた事業主の決意等を「Safework向上宣言」として企業内外に表明する制度を併せて推進しています。▶本制度の目的は労働災害防止等に向けた事業主の決意等を表明する機会の提供です。▶一方で、本制度の趣旨である労働災害防止や職場環境の改善に積極的な事業場であることを内外に表明することで、事業場のより良いパブリック・リレーションズを実現できることが期待できます。

▶具体的な取組および効果として、「Safework向上宣言」を事業場内の見やすい場所へ掲示等することで、**事業主の意思として労働者や取引先等の理解が促進されます。**▶「Safework向上宣言」及び事業場名は、宮城労働局等のホームページ上で公開されるため、**インターネット上で公開することによるPR効果があります。**▶ハローワーク求人票の特記事項欄に「SafeworkK向上宣言」事業場である旨を記載できるため、**求人票の記載による採用効果があります。**▶経営トップの皆さまにおかれましては、本制度を活用した取組により、**【職場の災害を起こさせない心の定着や持続】**につなげていただきますよう、お願いいたします。

「Safework向上宣言」のステップ

「Safework向上宣言」は、①～④のステップになります。

- ①「SafeworkK向上宣言」（様式1）を作成し、事業場内外に表明等のため事業場内の見やすい場所に掲示する。
- ②表明事項をはじめとした労働災害防止活動や職場環境の改善等を積極的に推進する。
- ③「安全衛生管理自己診断」（様式2）を実施する。
- ④「SafeworkK向上宣言登録シート」（様式1と様式3）を宮城労働局にメールにて提出する。

※ 様式1～3や実施・運営要領等は、宮城労働局ホームページから

「宮城労働局 セーフワーク向上宣言」で検索 又は、下記URL・右記QRコードから

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/news20200601safeworkkojo-0saimiyagi.html>



36協定の様式

～ 令和3年4月に改正されています ～

▶時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定）の様式が令和3年4月に改正されています。▶具体的には、押印・署名が不要となったとともに、次のチェックボックスが設けられました。

- 時間外労働・休日労働の上限を超えないこと
- 労働者代表が労働者の過半数を代表すること
- 労働者代表の選出手続が適正であること

36協定の様式変更はこちらをチェック



▶これらの欄にチェックがない場合、形式上の要件不備となります。

▶36協定届が労使協定書を兼ねる場合、使用者、労働者代表ともに署名又は記名・押印が必要ですので、ご留意願います。